

平成26年勝浦町マラソン議会（12月会議）会議録第1号

1 招集年月日 平成26年12月16日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 12月16日 午前9時30分 議長 大西一司

散会 12月16日 午前10時00分 議長 大西一司

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	美馬友子	2番	麻植秀樹
3番	河野道雄	4番	籾公一
5番	国清一治	6番	森本守
7番	山野忠男	8番	井出美智子
9番	大西一司	10番	川端雅夫

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

2番	麻植秀樹	3番	河野道雄
----	------	----	------

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	福田輝記
教育長	椎野和幸	参事兼 企画総務課長	伊丹眞悟

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本重幸

1 議事日程

開議宣告

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 認定第1号 平成25年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 請願第1号 公共施設等へのLPガス設備の導入に関する請願につ

いて

日程第6 町民の声に対する質問

日程第7 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（大西一司君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成26年勝浦町マラソン議会12月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（大西一司君） 日程第1，諸般の報告を議題とします。

監査委員から平成26年10月，11月分の例月出納検査結果について報告書が提出されておりますので，ご報告しておきます。

次に，法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは中田町長，福田副町長，椎野教育長，伊丹参事兼企画総務課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（大西一司君） 続いて，日程第2，会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は，会議規則第128条の規定により，議長において指名いたします。

平成26年勝浦町マラソン議会12月会議における会議録署名議員は，2番麻植議員，3番河野議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に，日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

国清議会運営委員長。

○議会運営委員長（国清一治君） 報告をいたします。

12月8日に議会運営委員会を開催し，12月会議の日程等について協議を行った結果，本日1日の開催となりましたので，ご協力をお願いいたします。

○議長（大西一司君） ただいまの議会運営委員長の報告にご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは，議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

続いて、町長から開会の挨拶並びに一般廃棄物中間処理施設整備について報告をお願いいたします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） おはようございます。

平成26年勝浦町マラソン議会12月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私にわたり何かとご多用のところご出席をいただきまして、深く感謝を申し上げます。また、日ごろから皆様方には町勢発展にご尽力を賜っておりますことに対しましても厚く御礼を申し上げます。

さて、1点ご報告をさせていただきます。

本町を含む徳島東部の7市町村は平成24年7月徳島東部地域環境施設整備推進協議会を設置し、一般廃棄物の広域処理について協議を行ってまいりました。このたび協議会におきましてお手元にご配付のとおり基本計画案が取りまとまりましたので、ご報告をいたします。

施設の建設候補地は、佐那河内村内の民有地でごみ焼却施設とリサイクルセンターを整備し、ごみ処理能力は焼却施設が1日約440トン、リサイクルセンターが1日約130トン、可燃ごみの処理方式は基本を焼却施設及びガス化溶融施設とし、今後より具体的に検討していくことといたしております。

事業主体といたしまして一部事務組合を設立し、平成33年の稼働開始を予定いたしております。今後は協議会におきましてパブリックコメントなどを通じ、住民の皆様方のご意見もお聞きしながら事務を進めてまいります。

本町といたしましては、今後とも協議会を構成する他の市町村と十分連携を図りながら、一般廃棄物の広域処理に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上、報告をもちまして12月会議の開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

~~~~~

○議長（大西一司君） それでは、日程第4、認定第1号、平成25年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件は、平成26年9月コスモス会議に提出され、審議が行われていた案件でございます。

ます。

本件について審査報告書をまとめましたので、会議規則第35条の規定により事務局長に説明をさせます。

松本事務局長。

○議会事務局長（松本重幸君） お手元の決算審査報告書を朗読させていただきます。

認定第1号，決算審査報告書。

平成25年度一般会計，特別会計の決算審査の結果，次のとおり意見をつけ認定すべきものと決定したので報告します。

意見。1，違法と認める事項，なし。2，不当と認める事項，なし。3，特に留意すべき事項，別紙のとおりでございます。4，監査委員の審査意見に対する意見，なし。5，その他，なし。平成26年12月16日。勝浦町議会議長大西一司。勝浦町長殿。

以上でございます。

○議長（大西一司君） それでは，本件について討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので，これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大西一司君） 賛成者多数と認めます。したがって，認定第1号，平成25年度勝浦町各会計歳入歳出決算については認定することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に，日程第5，請願第1号，公共施設等へのLPガス設備の導入に関する請願を議題とします。

これより第一読会を開きます。

この第一読会においては、会議規則第53条の規定により、状況によっては私からも質疑をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

紹介議員から本件の提出説明をお願いします。

5番国清議員。

○5番(国清一治君) それでは、説明をいたします。

請願第1号、公共施設等へのLPガス設備の導入に関する請願書。

次ページをお願いします。

ここでちょっと文章の訂正をお願いします。勝浦議会となっておりますので、勝浦町議会に追加をお願いいたしたいと思います。

平成26年12月8日、勝浦町議会議長大西一司殿。小松島市大林町字宮の本103の2、一般社団法人徳島県LPガス協会小松島・勝浦地区会、地区長広田邦夫。紹介議員国清一治です。

公共施設等へのLPガス設備の導入に関する請願。

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は私ども協会に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、LPガスは国民生活に密着したエネルギーとして全国で約2,500万世帯の消費者に供給しており、本県においても約22万世帯の方々にご利用いただいております。そして、大地震等の災害時にはいわゆる軒下在庫という特性をもって迅速な災害復旧が可能であることに加え、避難所等に対しても持ち運び可能な熱源として東日本大震災など過去の大規模災害発生時においてもLPガスが災害に強いエネルギーであることが実証されております。このため本年4月閣議決定されたエネルギー基本計画の中でもLPガスは災害時におけるエネルギー供給の最後の砦として備蓄の着実な推進とともに供給体制の強靱化を進める必要があると明記されました。

当協会においても地域の防災活動への積極的な参加や更なる支援体制を構築するため、協会の地方組織である11地区会と地元市町村との間で災害時における応急生活物資の供給に関する協定書を締結することとし、既に県下24市町村全てと協定の締結を

完了しております。勝浦町とは平成25年9月1日付で同協定を締結済みです。

次のページをお願いします。

このことを受けて、私ども地区会としても災害時における地元勝浦町から支援要請に対し迅速にかつきめ細かく対応できるようLPガスボンベやコンロ等、必要な応急支援物資について最低1会員に1セットの準備を義務づけるとともに、協会本部との連携を確認するなど、体制の整備に努めているところであります。

つきましては、勝浦町議会におきましても切迫する南海地震など大規模災害への備えの一環として避難場所等に指定されることが多い学校、公民館、病院を初め、災害対策の拠点となる町庁舎なども含めた公共施設等に対して災害に強いLPガス設備を率先して導入するよう行政に対して強く求めていただくことを要望します。

LPガス設備の設置に関する具体的な要望事項としては次のとおりであります、これらの設備は平時からご利用いただくことにより円滑な災害対応を可能にするものであります。

要望事項。大規模災害発生時には避難所となる公共施設に対しては平時からの備えとして下記設備等の常備化を特にお願いをしたい。

1、LPガス機器（ガスコンロ、ガス炊飯器、ガス給湯器、ガストーブ）。持ち運び容易で復旧が早いLPガスにより避難所への炊き出しや避難生活に必要なシャワー、暖房等への活用を迅速に行うことができる。

2、LPガス発電機。平時は停電時のバックアップ電源となり、災害時には燃料調達が容易な電源として避難所での照明、パソコン、携帯電話等の電源にも活用できる。

3、GHP（ガスエンジンヒートポンプ、ガス冷暖房空調機）。平時は節電型の空調設備として活用し、災害時には復旧が早いことから避難生活の環境を早期に改善することができる。

4、エネファーム（家庭用燃料電池）、エコウィル（家庭用ガス発電機）。ガスで発電する給湯設備で、天候にかかわらず発電が可能であり、災害時にも給湯ができることと太陽光発電との併設も有効である。

5、災害用LPガス供給バルクシステム。平時は調理や給湯、暖房に利用し、災害時には大容量のLPガス貯蔵タンクがあることから、多数の避難所の熱源として有効

に活用できます。

以上、説明といたしますので、ご審議をいただき、ご決議賜りますようお願いいたします。

○議長（大西一司君） 提出説明は終わりました。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、従来の慣例に従い、第二読会を省略し、直ちに第三読会において採決することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議なしと認めます。

直ちに第三読会を開き、採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり採決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大西一司君） 賛成者多数と認めます。したがって、請願第1号、公共施設等へのLPガス設備の導入に関する請願は原案のとおり採決されました。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に、日程第6、町民の声に対する質問を議題とします。

4番 籾公一君の発言を許可します。

4番 籾公一君。

○4番（籾 公一君） 議長より発言の許可をいただきましたので、町民の声に対する質問を行いたいと思います。

町内には従来の患者輸送車では通れない狭い町道や農道、林道が多くあることから、小廻りのきく小型の患者輸送車の導入について以前から議会からも強く要望を出しております。

先月、私の家の近くで救急患者が発生し、患者輸送車に来てもらったのですが、道が狭くて50メートル以上ストレッチャーで運ばなければなりませんでした。そんな



中、当初予算でも計上されておりました軽の患者輸送車が先月納車されました。今後は迅速な対応がとれるものと期待していますが、この機会にいま一度参事に確認させていただきます。

まず、購入金額ですが、当初の予算では一応700万円ということでしたが、実際金額はどのようになったのか。それと、改造が必要だったということでしたが、どのような規格になったのか。具体的にはストレッチャーの幅とか長さ、今までの大きいほうの輸送車と比べてどのようになったのか。また、さらに応急器具など、そういうものが装備関係はどのようになっているのか。最後ですが、運用方法、これは以前でもちょっと質問が出たと思うんですが、そのときの答弁によりますと人員体制はそのまま、現場へは大きい患者輸送車とこの軽の患者輸送車2台で出向いて行って、狭い道のところは軽のほうで患者さんを運んで来て、大きいほうに乗せかえるということでしたが、その点について、この3点について報告をお願いします。

○議長（大西一司君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） まず、購入金額でございますけども、これ以前経済対策を実施しておりました地域の元気臨時交付金、これ25年度事業でありましたけども、6,000万円余りの基金積み立て、この分で26年度に整備をいたしました。予算につきましては、当初700万円の事業費用としておりましたけども、実際購入額につきましては451万680円で入札をしております。

それから、規格の関係ですけども、一応軽自動車ということで救急自動車という公安委員会の認定というか許可を受けております。仕様につきましては、当初3人程度というスペースの問題であったんですけども、一応4人が確保できました。当然前列には運転手と補助者、2名並ぶようになります。運転手の運転手席の後方にストレッチャーを積むことにいたします。ストレッチャーの長さにつきましては、大きい救急車と同様の1メートル80のストレッチャーを確保しております。助手席の後方には介護者等の1席を設けて、計4席ということになっております。

それから、運用ですけども、11月の下旬に納車をいたしまして、いろいろ車検とか保険とか手続きがございましたので、12月1日から運用を開始しております。人員の配備につきましては前にご説明いたしましたとおり、昼間については指導員がおりますので原則3名、それと夜間につきましては指導員がございませんので2名で運用する

ということにしております。

運用のほうは形態ですけども、これからいろいろ、いろんなケースがございますので、実績を重ねていきまして、どういう体制にするかというのを決めていきますけども、基本的には大きな車にできるだけ乗りかえて、町外の病院には運ぶと。これ大きい車のほうが万が一事故に遭った場合には運転手、それから患者さん、付き添いさんあたりの安全の確保がより大きいだろうということで、そういうふうな運用をしたいと考えております。ただ、仮にですけども、役場、勝浦病院から上のほうで狭いところに行った場合、当然小さな車で参りますけども、一旦勝浦病院で診療を受けるような場合、先生の指示によりましてすぐに運ばないかんという場合になりましたらそのまま軽四で運ばないかんケースも出てくるかと思えますけども、万が一そこで余裕がある場合、患者さんが診察している間、ちょっと役場のほうに帰って大きな車に乗りかえて、大きな車で下の病院に運ぶというようなことも考えております。その時の天気とか患者さんの容体だとか、いろいろ条件ございますので、そのあたり見きわめて安全運行に努めたいというふうに考えております。

(「装備は……」の声あり)

装備については、基本的にこれから装備もできるものはしていきたいと思っておりますけども、大きな車に近づけていきたいと思っております。条件は一緒ですので、大きい小さいだけの違いですので、スペース的な問題もありますけども、できるだけ同じ条件に近づけていきたいなと考えてます。

○議長(大西一司君) どうぞ、籾さん。

○4番(籾 公一君) 非常によくわかりました。使い勝手もそんなに大きい車と変わらんということですが、ちょっと細かいところで確認させてもらいたいんですが、ストレッチャーのほとんどかわらない180センチということですから、小さい軽で大きい方へ乗せかえる場合にそのままストレッチャー行けるんですか。人を2回積みかえないかんのんかどうか。例えば動かしたらいかんという場合があった場合ですね、頭部とか、いろいろ損傷があったときに、そのまま乗せかえた方が良いんだったら乗せかえられるような場合が、そんな事があつたらですよ、そこらあたりどんなになつとるかということと、もう一点ちょっと心配するのが、先ほども言うた非常に急な坂道、山や畑とかありますね。あつた場合に要請があつたらですね、点検中だったら

出られないと思うんですが、県道の阿波銀のところで救急車を呼んだ時に、軽の車が来たんですね。場所的に、広さがまったく問題ないのに、あれっと思ったんですが、後で尋ねたら検査というような事でした。これ大きいほうは、たぶん隔年に納入したように思うんですが、そういう検査はですね、まあ普通の乗用車やったら、新車の場合は3年間。車検はですよ。車検だったら、2、3年ですると思うんですが、こういうふうな特殊な場合ですね、検査期間っていうのがどういうふうになっているのか、ちょっとわかっているのであつたらお願いします。

○議長（大西一司君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） まず、ストレッチャーのほうの積みかえなんですけども、ちょっと規格がわかりませんが、基本的に通常であればストレッチャーの下に毛布敷きますので、ストレッチャーそのまま行けない場合は毛布をかいて移動するというような方式とっております。ちょっと規格がどうか確認してみます。

それから、車につきましては、大型車のほうも小型車についても四輪駆動ですので、その点については間違いはないと思っております。

それから、横瀬のほうに出られたときに軽自動車で行かれたということなんですけども、そのとき私も定期検査ということで理解しとったんですけども、担当に聞いておりましたら台風11号のときにちょっと飯谷あたりで道路事情が悪くて、道路の冠水しとるところに車が入ったときにちょっとバンパーを、運行には全然支障がないんですけども、傷めておつたんでそれを直したというふうに聞いております。

○4番（・ 公一君） 車検については。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 車検については通常的車検だけで、定期検査ではなかったということです。あくまでもバンパーを修理したという内容でございました。

○4番（・ 公一君） 車検は普通の車と同じで、新車なら3年なら3年ということで理解したら良いのかな。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） そうですね。定期検査、車検になると思います。

○4番（・ 公一君） よくわかりました。ありがとうございました。

○議長（大西一司君） それでは、以上で町民の声に対する質問は終わりました。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に、日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元へ配付のとおり派遣することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に……。

○10番（川端雅夫君） 議長、こことちょっと関係ないんやけど、さっきの町長の報告の中で町長でも副町長でもどっちでもいいんですが、新聞、マスコミ等でやっぱり議会の中でも我々よう知っとる人間でも署名集めをしかけとんよな。それと、その候補地の地点以外、徳島市のほうからも反対のなにの署名を出されとんよな、水源地の問題で。これいつまで、これ33年に稼働となっとんやけど、いつまでにこの決定というのは時期をなにを設定しとんか。それとも、もしもですね、署名が2,600,700名の人口で、仮に1,500人の反対署名が仮に集まった場合、村長はやっぱり決断せないかんし、もしそれがどうしてもできんというようなことは想定をされとんですか。

○議長（大西一司君） ちょっと、小休します。

午前9時58分 休憩

午前10時00分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

以上で本日の日程全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

どうもお疲れでございました。

午前10時00分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員